

大分県より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者のみなさまへ 事業者向け支援策のお知らせ

20210406ver.

新型コロナウイルス感染症拡大により、急激な売上減などの影響を受けている事業者に対し、国、自治体では様々な支援策を用意しています。その主なものの内容と問合せ先をお知らせします。

融 資

少額でよいので当面の資金が必要だ

まとまった無利子の資金を調達したい

まとまった資金を民間金融機関で調達したい

既存借入金の条件変更や借換えをしたい

短期の運転資金を調達したい

銀行が返済期限の相談に応じてくれない

支援策の名称	内容	問合せ先・締切
生活福祉資金 (個人向け緊急小口融資)	コロナの影響により収入の減少がある 個人事業主に貸付 融資額：20万円以内 返済期間：2年以内(据置き1年以内) 金利：無利子	お住まいの市町村社会福祉協議会まで 締切：R3年6月30日
無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	最近1ヶ月の売上が前年比で △5%以上の中小企業者に融資 融資額：小規模8,000万円 中小6億円 返済期間：15年以内(据置5年以内) 金利：基準金利-0.9%(3年間) ※企業規模ごとの売上高減少要件を満たす場合は当初3年間利子補給により無利子	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151 締切：随時
マル経融資 (新型コロナウイルス対策マル経)	最近1ヶ月の売上が前年比△5%以上の小規模事業者 に融資 融資額：1,000万円以内(別枠扱) 返済期間：7年以内(据置3年以内) 金利：経営改善利率-0.9%(3年間) ※企業規模ごとの売上高減少要件を満たす場合は当初3年間利子補給により無利子	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151 最寄りの商工会・商工会議所 締切：随時
新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金 (県制度資金)	最近1ヶ月の売上が前年比△3%以上の中小企業者に融資 融資額：1.6億円以内 返済期間：10年以内(据置2年以内) 金利：1.3%(保証料率0%又は0.35%)	最寄りの大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行などの金融機関 締切：随時
社会経済再活性化資金 (県制度資金)	セーフティネット保証等を受けた売上前年比△15%以上の中小企業者に融資 融資額：4000万円以内 返済期間：10年以内(据置5年以内) 金利：1.3%(保証料率0%)	
事業リスタート支援資金 (県制度資金)	既存借入金の借換等を検討中の経営改善計画等を策定した中小企業者に融資 融資額：2.8億円以内 返済期間：15年以内(据置5年以内) 金利：1.8%~(保証料率0.15%)	県制度資金は原則代表者以外の保証人不要(信用保証協会の保証付)
定時返済不要短期資金 (県制度資金)	短期の資金繰りが必要な中小企業者に満期一括返済型で融資 融資額：5,000万円以内 返済期間：1年以内(最長5年継続) 金利：1.8%(保証料率0.15%)	
九州財務局金融相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関する金融機関との取引の相談に対応	大分財務事務所 097-500-9031

税など

税金や社会保険料の納付ができない

支援策の名称	内容	問い合わせ先
国税、地方税、社会保険料の猶予制度	一時的に納付が困難な場合、申請が認められれば納付を猶予	最寄りの税務署（国税） 県税事務所、市町村税務担当課（地方税） 年金事務所（社保料）
固定資産税等の減免	2020年2～10月までの任意の連続3ヶ月の収入の前年同期比減少率に応じ中小企業者の2021年の固定資産税等を減免 減少率50%以上：全額免除 減少率30%以上：1/2減免	固定資産税等の相談窓口 0570-077322

補助金等

返済不要の補助金はないのか

支援策の名称	内容	問合せ先・締切
中小企業・小規模事業者応援金	新型コロナ関連の県制度資金や公庫融資を受けている事業者に対し応援金を支給 給付額：法人70万円 個人事業者35万円 ※既に2月13日までに申請済みの法人は追加で20万円、個人は追加で10万円の申請が可能	大分県中小企業・小規模事業者応援金相談窓口（コールセンター） 050-6865-7016 申請期間：R3年2月26日～6月30日
緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	緊急事態宣言発令地域の飲食店と取引のある事業者や、同地域の外出・移動自粛の影響を受けた事業者で、1～3月のいずれかの売上が前年比又は前々年比△50%以上の者に対し、一時金を支給 給付額：中小法人60万円以内 個人事業者30万円以内	一時支援金事務局 相談窓口 0120-211-240 最寄りの登録確認機関（金融機関、商工団体等） 締切：R3年5月30日
市町村の事業継続支援金等 ※中津市、津久見市、由布市	<中津市の場合> 12～2月のいずれかの売上が前年同月比△20%以上の中小企業者に対し給付 給付額：法人20万円 個人事業者10万円 ※飲食店等は10万円加算	<中津市の場合> 中津市商工・雇用政策課 0979-62-9044 締切：R3年4月30日
市町村の店舗家賃補助 ※大分市、宇佐市	<大分市の場合> ※店舗単位で申請 11～2月のいずれかの売上が前年同月比△50%以上の中小企業者等に対し補助 補助率：5分の4 上限額：24万円	<大分市の場合> 大分市コールセンター 0120-933-037 締切：R3年5月31日
雇用調整助成金	従業員（雇用保険被保険者でないパート等も対象）を休業させる事業者に対し、休業手当の一部を補助 補助率：中小企業 最大10/10 上限額：15,000円/日、100日 ※上記特例措置は令和3年4月30日まで	大分労働局大分助成金センター 097-535-2100 最寄りのハローワーク 締切：対象期間後2ヶ月以内
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業等の労働者に支援金を給付 支援額：平均賃金の80%×休業日数 上限額：11,000円/日	休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 締切：R3年7月31日 ※令和2年休業分は5/31

店舗の家賃の支払が厳しいが補助金はないのか

従業員への休業手当の負担が苦しい

中小企業支援全般のご相談は… 大分県よろず支援拠点 097-537-2837 をご利用ください。

【注】一般に「中小企業者」と「小規模事業者」の規模は以下のように定義されています。

中小企業者…製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
小規模事業者…製造業：従業員20人以下 商業・サービス業：従業員5人以下

このちらしの作成元：大分県商工観光労働部商工観光労働企画課 097-506-3215